

とりまとめの骨子（案）

1 相談支援の経緯と現状

(1) 相談支援の経緯

※ 平成 18 年 10 月の障害者自立支援法施行以降の相談支援に関する経緯を記載。

(2) 相談支援の現状

※ 障害者相談支援事業、基幹相談支援センター、指定特定・指定障害児相談支援事業所の数や、サービス等利用計画の作成状況、相談支援専門員の人数等について推移を交えて記載。

2 相談支援の質に関する主な課題

【相談支援専門員の質の向上に関する事項】

- ・ 相談支援専門員の役割とキャリアパス
- ・ 「主任相談支援専門員（仮称）」の具体的な職務と活動の場
- ・ 介護支援専門員との比較や連携等
- ・ 実地研修（O J T）の実施方法や推進方策

【相談支援体制に関連する事項】

- ・ 現行の制度・相談支援体制の機能分担、役割分担等
- ・ 介護保険関係の相談窓口との連携や相談窓口の一元化等
- ・ 計画相談におけるモニタリング頻度など

3 今後目指すべき相談支援の方向性

(1) 相談支援専門員の資質の向上について

① 相談支援の基本的な考え方について

- ・ 相談支援専門員に求められる技能や役割については、「障害者ケアガイドライン」等において、利用者の幅広いニーズを把握し総合的かつ継続的なサービスの提供を確保するのみならず、社会資源の改善及び開発等にも努めること、自らその提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならないこと等とされている。
- ・ このような基本的な考え方は現在も同様であり、市町村や相談支援事業者などの関係者が一体となって目指すべきもの。
- ・ 相談支援専門員一人一人が、自己の役割や具体的な支援の考え方等について、利用者等に対して適切に説明し得る能力を有し、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討すべき。

② 人材育成の方策について

- ・ 相談支援専門員の人材育成のためには、まずは、現行の相談支援専門員の研修制度全体の見直しを行うべき。
- ・ 相談支援専門員の従事する事業については、指定特定相談支援事業だけでなく、障害福祉サービス事業所のサービス管理責任者や、基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られるような仕組みを検討すべき。
- ・ 相談支援専門員の研修カリキュラムの見直しについては、これまで実施されている「初任者研修」及び「現任者研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な研修となるよう、各研修過程のプログラムにおいて実地研修（OJT）を組み込むべき。

③ 「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 事業所だけでなく、その地域において指導的役割を担う者であって、相談支援の仕組みを支える中核的な人材と位置付けるべき。
- ・ 具体的な配置先については、例えば基幹相談支援センターや特定事業所加算が算定されている指定特定相談支援事業所など、各地域の状況を踏まえ、適切な機関に計画的に配置されるべき。
- ・ 指導的役割を果たすためには、適切な指導や助言を行う技術が必要。こうした技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県や基幹相談支援センター等が中心となって人材育成ビジョンを策定し、相談支援専門員の段階的な人材育成に取り組むべき。
- ・ 障害者の高齢化や「親亡き後」への支援の必要性の高まりを踏まえ、「主任相談支援専門員（仮称）」が中心となって地域ケア会議や他職種との連携を推進するべき。

④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

- ・ 高齢障害者の支援にあたっては、介護支援専門員との連携が必要。相互に共通の理解のもとで支援に当たるために、合同の研修会等の実施を推進すべき。
- ・ 相談支援専門員と介護支援専門員はいずれも高度な対人援助技術が求められる職種であり、現状の人材育成カリキュラムについては共通する部分もある。
- ・ 障害者の高齢化や「親亡き後」への支援の必要性の高まりに対応するため、相談支援専門員と介護支援専門員の両方の資格を有する者を拡大することが一案として考えられる。その具体的な方策については、例えば介護支援専門員が相談支援専門員の研修を受講する場合は受講科目を考慮するなどの方策が考えられる。

⑤ 障害児支援利用計画について

- ・ 障害児支援利用計画については、セルフプランの割合が高い。
- ・ 障害児支援利用計画を保護者等のみで作成する場合には、保護者等だけで障害児の課題を抱え込む可能性があること、子どもの最善の利益が図られず、保護者等の都合が優先される場合があること等の指摘がある。
- ・ 障害児に対する相談支援をより一層適切に行うことができるよう、相談支援専門員に対する必要な研修等を検討すべき。

(2) 相談支援体制について

① 相談支援の関係機関の機能分担について

- ・ 現行の相談支援の関係機関の機能分担については、一般的に以下の3つに区分できる。
 - a 計画相談支援（指定特定相談支援事業所が担うもの）
 - b 基本相談や一般的な相談（主に指定特定相談支援事業所や委託相談支援事業所などが担うもの）
 - c 地域における相談支援の体制整備や社会資源の開発など（主に市町村協議会や基幹相談支援センターなどが担うもの）
- ・ 各自治体においては、地域の関係機関が十分に機能を果たすことができるよう、地域の実情に応じた効果的な役割分担の実現に向けて関係者との調整を（自立支援）協議会等で進めていくべき。

② 基幹相談支援センター等の設置促進について

- ・ 基幹相談支援センターの設置促進にあたっては、地域の関係者が十分議論して決定することが非常に重要。
- ・ このような議論が適切に行われるためには、（自立支援）協議会が機能していることが必要。

- ・ 基幹相談支援センターや市町村相談支援事業を委託する場合、市町村は、その委託する業務の範囲を明確にするとともに、委託後も当該事業の効果や地域住民のニーズとの関係の検証など、地域の相談支援の在り方を不断に検討する必要がある。

③ 相談窓口の一元化等について

- ・ 相談支援の関係機関の機能の調整にあたっては、必要に応じて介護保険分野における地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談支援の体制を総合的に考える視点も必要。
- ・ こうした取組を進めるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。
- ・ 利用者等にとっては、身近な相談窓口、総合的な窓口、専門的な窓口などが必要。様々な事例を参考にしながら、それぞれの自治体において地域の実情に適した体制を考えるべき。

④ モニタリング等について

- ・ 計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、的確に助言するなど、継続的に実施することが重要。
- ・ 高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを行う必要がある。